

## 今後の琵琶湖部会における検討について

### 1 地域別部会とテーマ部会の役割分担（第23回運営会議結果報告より）

地域別部会：個別事業（実施場所が明記されている事業）を検討

テーマ部会：流域全体に係わる内容（実施場所が明記されていない事業等）を検討

### 2 5章「具体の整備内容」における具体的施策の記述内容（「実施」「検討」「見直し」と部会での検討方向

説明資料での記述	左記施策の扱い (説明資料(第1稿)「はじめに」より)	委員会として提出する意見書の記述方向および委員会、部会での議論方向
「実施」	具体的施策で「実施」と記述する施策は今後速やかに実施していく。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施の妥当性 (実施すべきでない/ についての検討から始めるべき等)</li> <li>・実施内容(具体的整備内容シートに記載)への意見 (実施場所を に変更すべき/規模を縮小すべき等)</li> <li>・実施にあたっての留意点 ( が起こった場合には、 すべき等)</li> </ul>
「検討」「見直し」	「検討」「見直し」と記述した施策は、今後検討・見直しを行い、実施段階になった時点で、流域委員会や関係住民、関係地方自治体等の意見を伺ったうえ、決定する施策である。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・検討の妥当性 (検討に値しない/検討ではなく、 の内容で実施すべき等)</li> <li>・検討内容(具体的整備内容シートに記載)への意見 ( についての検討を検討項目に加えるべき/1年以内に実施するかどうか判断すべき/対象地区に を加えるべき等)</li> <li>・検討にあたっての留意点</li> </ul> <p>なお、「検討」「見直し」とされている事業については、左記記述のとおり、今後実施段階となった時点で再度その妥当性が検討される機会がある。</p>

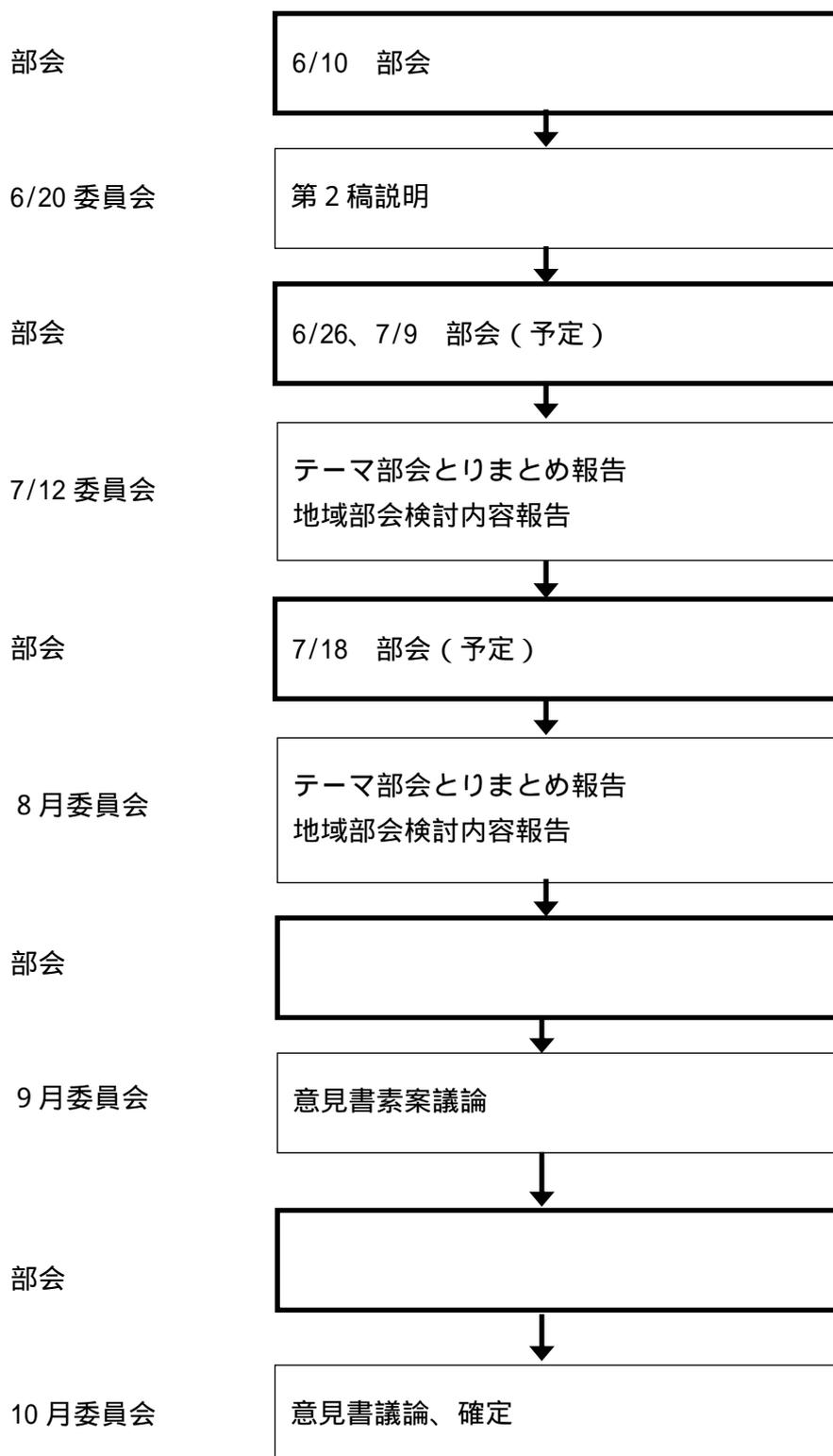
### 3 部会での検討スケジュール

4/21委員会にて確認された全体スケジュール「9～10月にとりまとめ」を想定すると、今後、9月（部会とりまとめ完成イメージ）までの部会開催は5～6回程度が想定される。

本日部会を含め、今後5～6回の部会でどのように議論を進めるか。

（前回部会以降に実施した意見募集の結果をふまえて議論 次頁以降を参照）

#### <部会の想定>



#### 4 委員からの意見（資料3-4参照）を元にした検討項目案

##### 1) 直轄以外について、どこにどのような記述をすべきか

委員からの意見：河川管理に当たっては、直轄河川のみならず、琵琶湖淀川流域全体の管理を行うべき

##### 2) 特に琵琶湖についてどのような事項について、どのような対応（記述）が必要か

委員からの意見：水質管理・保全／生物の生息・生育環境保全／水上バイクの利用規制／外来種対策／水位のあり方(1.4m までの運用)と浸水被害の地域と補償の検討／琵琶湖における水辺移行帯、内湖等の修復の適正規模の設定

##### 3) 上記の琵琶湖に対する対応について、滋賀県との関係をどうすべきか

委員からの意見：淡海の川づくり委員会との連携／滋賀県との連携に加えて指導も、等

##### 4) 瀬田川の流下能力向上について

委員からの意見：開削ではなく水位操作での対応を検討すべき 等

##### 5) 丹生ダム計画見直し案について

「まとめ」の記述に対する意見

ダムの目的と琵琶湖や河川の「環境・生態系」の保全を目的としていることについて

委員からの意見

- ・ そもそもの目的の変更ではないか
- ・ 貯留施設の必要性の前提として、「急激な水位低下の抑制」「瀬切れ解消」が挙げられているが、「環境・生態系」の保全は、流域全体の視点で考えられるべきであり、この2点はその一部ではないか。他の部分へのマイナスの影響も含めて「環境・生態系」にどのような影響となるのかを考えるべき。
- ・ 姉川水系における治水への有効性(破堤の危険箇所・堤防強化の検討が無い)

見直し案で示されている「環境・生態系」の保全について

委員からの意見

- ・ 必要性への疑問：琵琶湖の水位低下が環境に影響を与える 貯留施設が必要のロジック、人為的な琵琶湖の水位操作の見直しが先では、湖岸生態系が主（保全の対象）／湖内・湖底環境が従(その結果起こる影響)で良いか
- ・ 環境保全への効果の妥当性に関する疑問：著しい水位低下の緩和のみでコイ科の産卵は解消できない
- ・ 融雪水の影響評価と結論についての疑問
- ・ 代替案比較について（ダムの費用を示せない中でのコスト比較の妥当性／前提となる建設費の確実性）
- ・ 貯水規模、放流量の設定への疑問：利水の見直しがなされない中での設定への疑問

「今後調査・検討しなければならない事項」に対する意見

委員からの意見

- ・ 夏場の低水位と著しい水位低下の頻発化の大きな要因は 1992 年以降の洗堰操作規則の変更によって生じているため、まず、その操作の見直しの検討。
- ・ 貯留施設による「急激な水位低下の抑制」「瀬切れ解消」の効果のより詳細な検討（気象条件も含めた評価 / 水位操作の変更の可能性等）
- ・ ダムによる自然環境へのマイナス面の影響・改善策に関する検討（融雪水が減少することによる影響 / ダム湖の水が放流されることによる琵琶湖への影響 / クマタカ等の重要種への影響 / 不可逆性・永続性の確認等）
- ・ 自然環境の価値を考慮した経済性

参考1 意見書作成までの流れ（テーマ別部会、地域別部会の分担イメージ）

説明資料・原案の項目		意見書	テーマ別部会	地域別部会
		9月委員会に素案	8月末を目標に部会ごとの意見まとめ	9月頃を目標に部会ごとの意見まとめ
はじめに		<p>&lt;考え方について&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 提言との乖離について</li> <li>○ 目標・方針について:環境保全の目標をつくるべき等</li> <li>○ 施策の構成について:□□に関する施策が抜けている等</li> <li>○ 総合的・複合的な考え方について:水量・水位・河川形状の考え方を明記すべき等</li> <li>○ スケジュールについて</li> </ul>	<p>・追加すべき考え方、方針の記述</p> <p>・修正すべき内容と修正案</p>	<p>テーマ別部会とりまとめに対する追加、修正意見</p>
2章 現状の課題		<p>&lt;具体化・推進にむけた提案&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ ガイドライン(実施計画、詳細検討の参考となるもの)</li> <li>○ 連携方策:他省庁</li> </ul>		
3章 河川整備の基本的な考え方				
4章 河川整備の方針				
5章 具体の整備内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業項目</li> <li>・事業に共通する考え方</li> <li>・場所が特定されない個別事業の内容</li> </ul>			
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・場所が特定されている個別事業の内容</li> </ul>	<p>&lt;施策・事業の内容について&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 実施/検討の妥当性</li> <li>○ 実施/検討の内容について:追加すべき内容/検討体制 等</li> </ul>	<p>地域別部会検討に対する指摘等</p>	<p>・実施事業、検討事業の妥当性(場所、スケジュール等)</p>

## 参考 2

### 1) ダムに関する議論の進め方案

(はじめに、ダムについて下記の進め方で良いか、部会で確認する。)

4/21、または5/16委員会資料「ダム計画の見直し案説明資料」についての質疑応答

- ・事実確認等、今後議論を進めるにあたり、確認しておくべき内容についての質疑応答  
(意見交換は、質疑応答を終えて行う)

ダム計画見直し案説明資料の「まとめ」(各まとめは次頁以降参照)について意見交換

- ・「まとめ」に記述された内容が妥当か
- ・妥当でない場合、その理由は( ) についての検討が不足している等)。今「まとめ」として言えることは何か。

上記「まとめ」に関する部会としての一定の意見を踏まえ、「今後、調査・検討しなければならない事項」について意見交換

- ・修正すべき点
- ・不足している項目
- ・調査・検討にあたっての留意点 等

部会意見とりまとめ

- 、 の意見をもとに部会としての意見をまとめる

## 2) 各資料における「まとめ」および「今後、調査・検討しなければならない事項」

### 川上ダム

#### <まとめ>

1. 狭窄部の開削は当面できないことから、既往最大規模の洪水による岩倉峡上流上野地区の浸水被害を解消するには、上野遊水地と新たな貯留施設が必要である。
2. 新たな貯留施設として遊水地の掘削拡大案等について検討したが、多数の地権者の合意を得ることは実態として不可能であり、早期の浸水被害解消対策としては現実的に実現可能な方策として川上ダム建設が有効である。
3. なお、川上ダムは、下流部の浸水被害を軽減する効果がある。

< 第 20 回委員会(4/21)資料 3-2 より >

#### <今後、調査・検討しなければならない事項>

1. 貯水池規模の見直し並びに貯水池運用の変更を行う場合は環境等の諸調査。
2. 土砂移動の連続性を確保する方策の検討。
3. 利水について、早急な水需要の精査確認。

< 第 20 回委員会(4/21)資料 3-2 より >

### 天ヶ瀬ダム

#### <まとめ>

1. 淀川・宇治川の洪水時に全閉を含めて洗堰の放流の制限をすることは必要である。
2. 下流の洪水が低減した時点では、琵琶湖沿岸の浸水被害を軽減させるために、できるだけ多くの流量を琵琶湖から放流（いわゆる後期放流）することが必要である。
3. 琵琶湖からの放流量を増大させるためには、天ヶ瀬ダムの放流能力を増大させることが有効である。
4. 天ヶ瀬ダム再開発事業は、下流部の浸水被害を軽減する効果がある。

< 第 20 回委員会(4/21)資料 3-3 より >

#### <今後、調査・検討しなければならない事項>

1. 天ヶ瀬ダム放流能力増大方策として、既存施設を活用した放流方法の検討
2. 放流方法の変更に伴う環境への影響についての調査・検討
3. 貯水池運用の変更を行う場合は環境等の諸調査
4. 土砂移動の連続性を確保する方策の検討
5. 利水について、早急に水需要の精査確認

< 第 20 回委員会(4/21)資料 3-3 より >

## 丹生ダム

### <まとめ>

琵琶湖における急速な水位低下が生態系に及ぼす影響の軽減策を緊急に実施する必要があります。急激な水位低下の抑制策としては、丹生ダム等の貯留施設が有効です。また、琵琶湖への補給水を活用して淀川水系の異常渇水時に緊急水を補給することができます。

姉川・高時川では瀬切れが毎年のように発生しており、河川の生態系や利用の観点から、緊急に保全・再生を図る必要があります。丹生ダムからの補給は、瀬切れ解消等の河川環境の保全・再生を行うことに有効です。

姉川・高時川の洪水被害軽減のため、治水対策が必要です。このためには、丹生ダムの建設が有効です。なお、滋賀県の整備計画との整合を図ります。

< 第21回委員会(5/16)資料3-1より >

### <今後、調査・検討しなければならない事項>

琵琶湖の水位低下抑制のための丹生ダムからの補給による効果と、その自然環境に及ぼす影響について、さらに詳細な調査検討

貯水池規模の見直し並びに貯水池運用の変更に伴う環境等の諸調査

土砂移動の連続性を確保する方策の検討

利水について、早急な水需要の精査確認

< 第21回委員会(5/16)資料3-1より >

## 大戸川ダム

### <まとめ>

1. 琵琶湖における急速な水位低下が生態系に及ぼす影響の軽減策を緊急に実施する必要があります。急速な水位低下の抑制策としては、大戸川ダム等の貯留施設の建設が有効です。

2. 狭窄部の開削を当面できないことから保津峡上流の亀岡地区の浸水被害の解消を図る必要があり、日吉ダムの治水容量を増量することにより浸水被害の軽減を図るためには、利水容量を大戸川ダムに振り替えることが有効です。

3. 大戸川の洪水被害の軽減のため、治水対策が必要です。このためには、大戸川ダムの建設が有効です。なお、滋賀県の整備計画との整合を図ります。

4. 大戸川ダムは下流部の浸水被害を軽減する効果があります。

< 第 21 回委員会(5/16)資料 3-1 より >

### <今後、調査・検討しなければならない事項>

1. 琵琶湖の水位低下抑制のための大戸川ダムからの放流による効果と、その自然環境に及ぼす影響について、さらに詳細な調査検討。

2. 日吉ダムの利水容量の振り替えについての検討。

3. 貯水池規模の見直し並びに貯水池運用の変更を行う場合は環境等の諸調査。

4. 土砂移動の連続性を確保する方策の検討。

5. 利水について、早急な水需要の精査確認。

< 第 21 回委員会(5/16)資料 3-1 より >

## 余野川ダム

### <まとめ>

1. 狭窄部上流多田地区の浸水被害を早期に軽減するため、既存調節池の活用、既設一庫ダムの放流操作変更、堆砂容量の活用、利水容量の振り替えおよび新たな遊水地の設置が有効である。
2. 既設一庫ダムの利水容量の振り替えのための貯留施設として余野川ダムが有効である。
3. 余野川ダムは下流部の浸水被害を軽減する効果がある。

< 第 21 回委員会(5/16)資料 3-2 より >

### <今後、調査・検討しなければならない事項>

1. 余野川ダムの貯水池規模の見直し並びに余野川ダムおよび一庫ダムの貯水池運用の変更を行う場合は環境等の諸調査。
2. 土砂移動の連続性を確保する方策の検討。
3. 利水について、早急な水需要の精査確認

< 第 21 回委員会(5/16)資料 3-2 より >

以上